

住居確保給付金 特例再支給申請手続きについて

現在、申請が多い状況のため、審査からお振込まで1ヶ月半ほどお時間をいただいております。お待たせして申し訳ございませんが、予めご承知おきください。

1. 特例再支給の申請期限の延長について

令和4年10月28日の閣議決定に基づき、特例再支給の申請が令和5年3月31日まで可能となりました。令和5年2月以前に住居確保給付金の支給が終了し支給要件に該当する方を対象に、3ヶ月間に限り、再支給が可能です（支給期間の延長はできません）。ただし、特例再支給の申請は1度限りとなります。

申請を希望される方は、以下の支給要件を再度ご確認ください、申請書類すべてに必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。

2. 住居確保給付金特例再支給について

2年以内に離職した方、または自己の責によらない休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方で、住居喪失のおそれのある方等に、3ヶ月間の家賃助成とともに、就労支援を行うものです。受給期間中は就職活動を行い、活動状況の報告をしていただきます。

給付金は、申請月に支払う賃料（共益費等除く）から申請することができ、区から直接不動産会社等にお振込をする形で支給します（滞納分の家賃へは支給できません）。

※現在生活保護を受給中または申請中の方は、申請できません。

3. 支給金額

(1) 支給上限額

世帯人数	单身	2人	3~5人	6人	7人以上
支給上限額	53,700円	64,000円	69,800円	75,000円	83,800円

※世帯の収入額によっては、一部支給になる場合があります。

※賃料との差額はご自身でお支払いいただきます。

※家賃額が支給上限額を下回る場合は、家賃額の範囲内での支給となります。

(2) 支給額計算方法

【家賃額(共益費等除く)】－【(世帯収入額－全額支給できる収入上限額(下記4-②表))】

※計算結果が支給上限額を超える場合は、支給上限額が支給額となります。

【●店舗(事務所)兼住宅】

- 本給付金は、生活の場である住居に対して支給するものであるため、事業用の家賃は対象外です。
- 自営業等で自宅が事務所を兼ねていて、賃料の一部を経費申告している方は、経費申告分を除いた額が支給対象となります。

4. 支給対象者（次の①～③すべての支給要件に該当する方）

① 世帯の生計を主として維持している方で下記のいずれかに当てはまる方

- ・申請日において、過去2年以内に離職・廃業している方
- ・自己の責によらない休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

② 収入・資産要件

- ・収入要件：申請した月の世帯全体の合計収入額が下記表の金額以下であること。
- ・資産要件：申請した月の世帯全体の合計預貯金額が下記表の金額以下であること。

世帯人数	全額支給できる 収入上限額	一部支給できる収入上限額 (=収入基準額)	預貯金上限額
単身世帯	84,000円	137,700円	504,000円
2人世帯	130,000円	194,000円	780,000円
3人世帯	172,000円	241,800円	1,000,000円
4人世帯	214,000円	283,800円	1,000,000円
5人世帯	255,000円	324,800円	1,000,000円

【●収入について】

(1)申請する収入の期間

- ・申請月の収入
- ・申請月の収入が確定していない場合や、毎月の収入額に変動がある場合は、収入が確定している直近3ヶ月の平均収入、又は申請月の収入と同程度であれば前月の収入を活用してください。

(2)収入の範囲等

- ・給与収入…社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（交通費除く）
- ・自営業の方の収入…売上から必要経費を除いた金額
- ・公的給付等…「雇用保険の失業等給付」、「児童扶養手当等各種手当」、「公的年金」は収入に含みます。
- ・借入金や退職金、公的な給付金等のうち、臨時的に給付されるものは収入として算定しません。
- ・公的給付等、複数の月に係る金額が一括で支給される給付等は、月額で算定してください。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大に関する給付金、融資などは収入として算定しません。

【●資産について】

- ・資産額は、預貯金及び現金の合計額です。
- ・債券、株式、投資信託、生命保険、個人年金保険等は含みません。
- ・負債がある場合、金融資産と相殺はしません。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大に関する給付金、融資などは資産に含みません。

③ 常用就職に向けた活動

受給期間中は、下表の常用就職^(注)に向けた活動をしていただき、支給決定後にぷらっとホーム世田谷から送付する報告書により、活動状況を毎月ご報告いただきます。

(注) 常用就職とは、期限の定めのない、または6か月以上の雇用契約による就職を指します。

常用就職に向けた活動	2年以内に離職の方	休業等で減収の方
ハローワークの求職登録	必須	任意
ぷらっとホーム世田谷の面談など	月1回以上	月1回以上
ハローワークの職業相談など	月2回	任意
企業等への応募・面接	週1回以上	任意

※ハローワークの求職登録は、オンラインで行うことができます。詳しくは、ハローワークのホームページをご覧ください。

※上表のような外出を伴う活動が困難な場合には、電話やオンラインなど、外出を避けた活動に代えることも可能です。

5. 申請書類一式の準備
別添参照

6. 申請書類提出後から支給までの流れ

(1) ぷらっとホーム世田谷分室で申請書類の確認を行い、区が審査をします。確認事項が発生した場合、ぷらっとホーム世田谷分室からご連絡いたします。一定期間不備の解消が見込めない場合、不支給となる可能性があります。

(2) 支給が決定した際は、ご自身と不動産会社等へ支給決定通知書をお送りします。

(3) 給付金は「6」 入居住宅に関する状況通知書に記載された口座にお振込みします。

※審査状況により、決定通知書の送付と給付金の振込が前後することがあります。

7. 受給期間中に常用就職した場合について

給付金の申請後、常用就職した際は「常用就職届」のご提出が必要となりますので、ぷらっとホーム世田谷分室までご連絡ください。常用就職届の提出後は、毎月、給与明細など収入額がわかるもののご提出が必要です。なお、ご自身（申請者）の総収入額が収入基準額を超えた月の翌月支給分から支給中止となりますのでご注意ください。

その他、何かご不明な点などございましたら以下の連絡先までお問い合わせください。

《お問い合わせ先》

世田谷区社会福祉協議会 ぷらっとホーム世田谷分室
住居確保給付金担当係

〒154-0004

世田谷区太子堂4-3-2 DS三軒茶屋ビル2階

電話 03-6805-2787

世田谷区社協

検索



～ホームページでは、住居確保給付金に関する最新のお知らせなどを掲載しています！～